

広島県告示第七百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

水内川漁業協同組合

2 住所

広島市佐伯区湯来町和田一六六

二 免許番号

内水共第七号、第八号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和五年五月十六日

改正後	改正前
<p>(漁具、漁法、漁場の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 あゆを対象とする友釣りにおいて、あゆの遊漁期間開始日から前項のころがし漁開始日の前日までの期間は、<u>リールを使用してはならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(漁具、漁法、漁場の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>